

2016年7月19日

日本同盟基督教団に所属する教職、信徒の皆様

「教会と国家」委員会委員長 柴田智悦

## 2016年7月10日の参議院議員選挙の結果を受けて引き続き祈りましょう

主の御名を讃美いたします。

盛夏の中、日々宣教のみわざにお励みのことと思います。

さて、7月10日に行われました参議院議員選挙にあたりましては、祈りつつ危機感を持って臨んでいただけたとは思いますが、残念ながらいわゆる「改憲勢力」が参議院でも3分の2の議席を獲得するという結果になりました。この結果を受けて、今後、この国の方向性が大きく変わり得ることを憂えるとともに、なおもこの国の真の主権者であられる主ご自身に信頼し、「見張り人」として私たちに託されている使命を果たしつつ、この国と世界の平和のためにとりなし祈り続けましょう。

「すべての人のために、また王とすべての高い地位にある人たちのために願い、祈り、とりなし、感謝がささげられるようにしなさい。」(Iテモテ2章1節)

### 1. 投票結果

今回、投票率は54.7%で、過去4番目の低さでした。また、新たに有権者となった、18歳の投票率は51.17%、19歳は39.66%と、まだまだ全体として主権者意識の低さが感じられます。

また、今回は32の一人区で野党が統一候補を立てて臨みましたが、結果は統一候補が11議席、自民党が21議席でした。ただ、統一候補の11議席は、激選区と言われていた12の選挙区の中での獲得でした。特に東北6選挙区では、秋田を除く5選挙区で統一候補が当選していますし、福島と沖縄では現役閣僚を抑えての統一候補の当選でした。さらに同日行われた鹿児島知事選挙では、脱原発派の新人候補が現職を破って当選しました。震災復興、沖縄基地、原発問題に対する民意の表れと言えると思います。

しかし、選挙後に自民党は新たな入党者を得て参議院で122議席を確保し、衆参両院で単独過半数となり、自民党単独での法案成立が可能となりました。その結果、改憲4党(自民、公明、おおさか維新、日本のこころ)だけで、162議席となり、参議院の3分の2の議席に達することになりました。衆議院では、与党だけですでに3分の2議席を超えていますので、これで、憲法改定の発議ができる要件を満たすことになったのです。

とはいえ、共同通信社による出口調査では、安倍政権下での憲法改定には反対が50%、賛成が39.8%という結果が出ていますから、有権者が安倍政権に憲法改定の白紙委任状を与えたわけではないのです。安倍首相自身も憲法改定について、選挙前は「私の在任中に成し遂げたいと考えている」と強い意欲を示していたものの、選挙中は「選挙で争点とすることは必ずしも必要はない」と争点化を避け、街頭演説でも憲法改定に触れることはありませんでした。

ところが、安倍首相は選挙の結果を受けて「自民党は憲法改正を言っている党で、公約にも入っている」と発言し、衆参両院の憲法審査会で秋から議論を進めていく考えを表明しています。これまでも、選挙の時は経済問題を主張し、選挙が終われば特定秘密保護法や、安全保障関連法を成立させたように、またもや、強引な手法を用いる懸念があります。そもそも、安倍首相自ら言っているように、憲法改定

は自民党の党是であり、今回の参院選公約でも、最後に触れられています。ですから、選挙中はいくら争点を隠していたとはいえ、私たちはそれを知らなかった、とは言うことはできません。

## 2. 憲法改定発議と緊急事態条項の危機

そして、安倍首相は憲法審査会について、「自民党草案をベースに、3分の2を構築していく」と強調していますから、2012年4月に決定している自民党の「日本国憲法改正草案」が議論の土台となります。その「自民党草案」が主張しているのは、現行憲法の基本原則に真っ向から反対する、天皇を元首とする「国民主権の縮小」、国防軍新設による「平和主義の放棄」、国民に義務を課す「基本的人権の制限」です。本来ならばこのような草案自体が、憲法前文及び98条によって排除されるべきです。

特に、ここに来て懸念されるのは、大規模災害対策を理由に新設しようとしている緊急事態条項です。これは、首相が緊急事態を宣言すれば、内閣は、国会の議決を経ずに法律に匹敵する政令を制定できる権限を持つ、というもので、立憲主義、民主主義に反する条項と言えます。しかし、憲法9条の改定よりも国民に受け入れられやすいとして、現安倍内閣を支配しているとも言われている、日本会議系列の日本政策研究センターが提示する、憲法改正リストでも最初の条項に挙げられています。しかも、たとい国民投票で否決されたとしても、緊急事態「法」として閣議決定し国会で採決すれば、ナチス・ドイツの全権委任法にも匹敵するほどの権力を内閣は掌握することになり、現行憲法の条文を変えることなく、どんな政令でも制定できることになるのです。

## 3. 私たちの決意

私たちは、まずは戦争への道を再び開き、私たちの信仰の自由を妨げることになりかねない憲法改定にはあくまで反対であるとの立場に立って、「見張り人」として国家に警告を与え続けていきたいと思えます。しかし、たとい憲法が私たちの望まない形に改定される事態になろうとも、あるいは緊急事態法が制定されて、民主主義、国民主権、平和主義が制限され、私たちの基本的人権が侵される事態になろうとも、「信仰と生活の唯一絶対の規範である聖書の御言葉に従い、イエス・キリストを主と告白する信仰に立って」、「あらゆるかたちでの異教的偶像礼拝」と「自らを神格化し人々を支配する国家主義化の動き」に反対し(2007年第58回教団総会における『今日の国家主義的動向に対する私たちの信仰の表明』より)、二度と政府の行為による戦争には協力しない、という決意を新たにしましょう。

「もし、そうなれば、私たちの仕える神は、火の燃える炉から私たちを救い出すことができます。王よ。神は私たちをあなたの手から救い出します。しかし、もしそうでなくても、王よ、ご承知ください。私たちはあなたの神々に仕えず、あなたが立てた金の像を拜むこともしません。」(ダニエル書3:17,18)